

第 5781 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月24日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

個人で事業を開始した時

Q：個人が事業を開始した時は、どのような届出が必要ですか？

A：次の届出書を提出しなければなりません。

【解説】

個人が事業を開始した時は、次の書類を提出しなければなりません。

- ① 個人事業の開業届出書
開業の日から1か月以内に納税地の所轄税務署に提出
- ② 給与支払事務所等の開設届出書
従業員に給与を支払う事業者は、給与支払事務所等を設けてから1か月以内に給与支払事務所等の所在地の所轄税務署に提出
- ③ 所得税の青色申告承認申請書、青色事業専従者給与に関する届出書
青色申告で申告したい事業者又は青色事業専従者に給与を支給する事業者は、次の提出期限までに納税地の所轄税務署に提出
 - ・開業の日が1月1日から1月15日までの場合は3月15日まで
 - ・開業の日が1月16以降の場合は開業の日から2か月以内
- ④ 棚卸資産の評価方法の届出書又は減価償却資産の償却方法の届出書
最初の確定申告の提出期限までに納税地の所轄税務署に提出
- ⑤ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書…納期の特例を受ける事業者(給与の支給人員が常時10人未満に限る)は、給与支払事務所等の所在地の所轄税務署に提出

